

別紙 I (1割負担の場合)

《通所型サービスの利用料金表》

サービスの利用料金は、利用者様の利用回数に応じて異なります。

	事業対象者・要支援1	
	週1回程度の利用が必要な場合	
1. 利用者様のサービス利用料金	19,270	円
2. うち給付される金額	17,343	円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,927	円

	事業対象者・要支援2	
	週2回程度の利用が必要な場合	
1. 利用者様のサービス利用料金	33,820	円
2. うち給付される金額	30,438	円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	3,382	円

※ 上記、サービス利用料金は、通所型サービスを利用された1月あたりの料金です。

原則として、上記のとおりとなりますが要介護認定により要介護と判定された場合や死亡された場合、介護予防短期入所生活介護等を利用された場合は、日割り計算となります。

※ 通常の事業の実施地域以外で中山間地域等に居住されている利用者様に通所型サービスを行う場合には、上記の金額に5%が加算されます。

※ 上記自己負担額のほかに、下記の加算、また給付対象とならないサービスの費用をご負担いただきます。

※ 送迎にかかる費用については、基本的な利用料金に含まれています。ただし、当事業所と同一建物に居住される利用者様は1月当たり403円(事業対象者・要支援1)、807円(事業対象者・要支援2)を減額しますが、傷病他やむを得ない事情により送迎が必要と認められ送迎サービスを提供した場合はこの限りではありません。

別紙 I (1割負担の場合)

* 事業所の体制に応じて負担していただく加算 *

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③利用者様に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数3年以上の者が占める割合	事業対象者・要支援1 ① 95 円/月 ② 78 円/月 ③ 26 円/月 事業対象者・要支援2 ① 189 円/月 ② 154 円/月 ③ 51 円/月 上記のうちいずれかの算定となります。	
事業所評価加算	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合	129 円/月	
介護職員処遇改善改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	5.9% 料金に加算	
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 I サービス提供体制強化加算 I・IIを算定している場合 II 上記 I の加算を算定していない場合	1.2% 1.0% 料金に加算	
科学的介護推進体制加算	利用者様ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	43 円/月	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金の改善(ベースアップ等)及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ※介護職員処遇改善加算を算定している場合	1.1% 料金に加算	

* 利用者様の状況に応じて負担していただく加算 *

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施した場合	241 円/月	
栄養改善加算	栄養ケア計画に基づきサービスを実施した場合	214 円/月	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様にサービスを実施した場合	257 円/月	

(注) 給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更させていただきます。

別紙 I (2割負担の場合)

《通所型サービスの利用料金表》

サービスの利用料金は、利用者様の利用回数に応じて異なります。

	事業対象者・要支援1	
	週1回程度の利用が必要な場合	
1. 利用者様のサービス利用料金	19,270	円
2. うち給付される金額	15,416	円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	3,854	円

	事業対象者・要支援2	
	週2回程度の利用が必要な場合	
1. 利用者様のサービス利用料金	33,820	円
2. うち給付される金額	27,056	円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	6,764	円

※ 上記、サービス利用料金は、通所型サービスを利用された1月あたりの料金です。

原則として、上記のとおりとなりますが要介護認定により要介護と判定された場合や死亡された場合、介護予防短期入所生活介護等を利用された場合は、日割り計算となります。

※ 通常の事業の実施地域以外で中山間地域等に居住されている利用者様に通所型サービスを行う場合には、上記の金額に10%が加算されます。

※ 上記自己負担額のほかに、下記の加算、また給付対象とならないサービスの費用をご負担いただきます。

※ 送迎にかかる費用については、基本的な利用料金に含まれています。ただし、当事業所と同一建物に居住される利用者様は1月当たり806円(事業対象者・要支援1)、1,614円(事業対象者・要支援2)を減額しますが、傷病他やむを得ない事情により送迎が必要と認められ送迎サービスを提供した場合はこの限りではありません。

別紙 I (2割負担の場合)

* 事業所の体制に応じて負担していただく加算 *

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③利用者様に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数3年以上の者が占める割合	事業対象者・要支援1 ① 190 円/月 ② 156 円/月 ③ 52 円/月 事業対象者・要支援2 ① 378 円/月 ② 308 円/月 ③ 102 円/月 上記のうちいずれかの算定となります。	
事業所評価加算	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合	258 円/月	
介護職員処遇改善改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	5.9% 料金に加算	
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 I サービス提供体制強化加算 I・II を算定している場合 II 上記 I の加算を算定していない場合	1.2% 1.0% 料金に加算	
科学的介護推進体制加算	利用者様ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	86 円/月	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金の改善(ベースアップ等)及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ※介護職員処遇改善加算を算定している場合	1.1% 料金に加算	

* 利用者様の状況に応じて負担していただく加算 *

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施した場合	482 円/月	
栄養改善加算	栄養ケア計画に基づきサービスを実施した場合	428 円/月	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様にサービスを実施した場合	514 円/月	

(注) 給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更させていただきます。

別紙 I (3割負担の場合)

《通所型サービスの利用料金表》

サービスの利用料金は、利用者様の利用回数に応じて異なります。

	事業対象者・要支援1	
	週1回程度の利用が必要な場合	
1. 利用者様のサービス利用料金	19,270	円
2. うち給付される金額	13,489	円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	5,781	円

	事業対象者・要支援2	
	週2回程度の利用が必要な場合	
1. 利用者様のサービス利用料金	33,820	円
2. うち給付される金額	23,674	円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	10,146	円

※ 上記、サービス利用料金は、通所型サービスを利用された1月あたりの料金です。

原則として、上記のとおりとなりますが要介護認定により要介護と判定された場合や死亡された場合、介護予防短期入所生活介護等を利用された場合は、日割り計算となります。

※ 通常の事業の実施地域以外で中山間地域等に居住されている利用者様に通所型サービスを行う場合には、上記の金額に5%が加算されます。

※ 上記自己負担額のほかに、下記の加算、また給付対象とならないサービスの費用をご負担いただきます。

※ 送迎にかかる費用については、基本的な利用料金に含まれています。ただし、当事業所と同一建物に居住される利用者様は1月当たり1,209円(事業対象者・要支援1)、2,421円(事業対象者・要支援2)を減額しますが、傷病他やむを得ない事情により送迎が必要と認められ送迎サービスを提供した場合はこの限りではありません。

別紙 I (3割負担の場合)

* 事業所の体制に応じて負担していただく加算 *

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
サービス提供体制強化加算	下記の割合が厚生労働大臣が定める基準を満たした場合 ①②介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合 ③利用者様に直接サービスを提供する職員のうち勤続年数3年以上の者が占める割合	事業対象者・要支援1 ① 285 円/月 ② 234 円/月 ③ 78 円/月 事業対象者・要支援2 ① 567 円/月 ② 462 円/月 ③ 153 円/月 上記のうちいずれかの算定となります。	
事業所評価加算	厚生労働大臣が定める基準を満たした場合	387 円/月	
介護職員処遇改善改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	5.9% 料金に加算	
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員の賃金の改善及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 I サービス提供体制強化加算 I・IIを算定している場合 II 上記 I の加算を算定していない場合	1.2% 1.0% 料金に加算	
科学的介護推進体制加算	利用者様ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者様の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直す等、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合	129 円/月	
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の賃金の改善(ベースアップ等)及び資質向上等、厚生労働大臣の定める基準を満たした場合 ※介護職員処遇改善加算を算定している場合	1.1% 料金に加算	

* 利用者様の状況に応じて負担していただく加算 *

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施した場合	723 円/月	
栄養改善加算	栄養ケア計画に基づきサービスを実施した場合	642 円/月	
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様にサービスを実施した場合	771 円/月	

(注) 給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更させていただきます。

別紙Ⅱ（給付とならないサービス）

《サービスの概要と利用料金》

① 利用者様のご希望によりレクリエーション、クラブ活動等に参加する事ができます。

- ・クラブ活動等の際に材料等を必要とする場合は、材料費の実費をご負担いただきます。

② 身体状況等で特別に必要とする生活用品等

- ・利用者様の身体状況等で特別に必要とするおむつ等の衛生用品・生活用品等を提供した場合には、その実費をご負担いただきます。 パット代:13円、紙おむつ・リハビリパンツ代:55円

③ 複写物の交付

- ・利用者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円(税込)

④ その他、利用者様又は家族様等の希望による便宜

- ・利用者様又はその家族様等より、その他特別な便宜の提供のご依頼がある場合には、その実費をご負担いただきます。（「写真の交付:1枚当たり20円(税込)」、その他実費にて）